

## 島根県パートナーシップ宣誓制度実施要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、性の多様性を認め合い、性的指向や性自認にかかわらず、誰もが自分らしく生きることのできる社会をつくるため、島根県パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) パートナーシップ 互いの人生において、互いに協力して継続的に生活を共にすることを約した一方又は双方が、性的指向（自己の恋愛又は性的な関心の対象となる性別についての指向をいう。）が異性のみでない者又は性自認（自己の性別についての認識をいう。）が出生時に届けられた性と異なる者である二人の者の関係をいう。
- (2) パートナー パートナーシップにある相手方をいう。
- (3) 宣誓 パートナーと共同して、双方がパートナーシップにあることを知事に対して宣誓することをいう。

### (宣誓の要件)

第3条 宣誓をすることができる者は、次の各号のいずれにも該当する者とする。

- (1) 成年に達していること。
- (2) いずれか一方が、県内に住所を有している、又は県内への転入（新たに県内に住所を定めることをいう。以下同じ。）を予定していること。
- (3) 配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）を有していないこと。
- (4) 宣誓に係るパートナー以外の者とパートナーシップを形成していないこと。
- (5) 宣誓に係るパートナーと近親者（直系血族、三親等内の傍系血族及び直系姻族をいう。以下同じ。）でないこと。ただし、養子縁組によって近親者となった者を除く。

### (宣誓の方法)

第4条 宣誓をしようとする者は、県の職員の面前において、パートナーと共に次に掲げる書類を自ら記入し、当該書類を知事に提出しなければならない。ただし、自ら記入することができない場合は、他の者にこれを記入させることができる。

- (1) 島根県パートナーシップ宣誓書（様式第1号。以下「宣誓書」という。）
  - (2) 島根県パートナーシップの宣誓に関する確認書（様式第2号。以下「確認書」という。）
- 2 前項の規定による宣誓書及び確認書の提出は、知事が指定する場所において行うもの

とする。

3 宣誓をしようとする者は、第1項の規定により宣誓書及び確認書を提出するときは、次に掲げる書類（宣誓をしようとする日前3月以内に発行されたものに限る。）を添付しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 現に婚姻をしていないことを証明する書類

4 前項の規定にかかわらず、知事が特に必要と認める場合には、同項の書類に類する書類によることができるものとする。

5 知事は、第1項の書類を提出した者が本人であることを確認するため、当該提出と併せて、次の各号に掲げる書類のいずれかの提示を求めるものとする。

- (1) マイナンバーカード（個人番号カード）
- (2) パスポート（旅券）
- (3) 運転免許証
- (4) 前3号に掲げるもののほか、知事が認める書類

（通称の使用）

第5条 宣誓をしようとする者は、性別違和（自己の身体の性別に違和感を持つことをいう。）その他知事が特に理由があると認める場合は、宣誓書において、氏名に加えて通称も使用することができる。この場合において、知事は、前条第1項の規定による書類の提出と併せて、社員証、郵便物その他の日常生活においてその通称を使用していることが確認できる書類の提示を求めるものとする。

（県内への転入の届出）

第6条 宣誓をしようとする者双方が県外に在住し、今後一方又は双方が県内への転入を予定している者（以下「転入予定者」という。）は、第4条の規定により宣誓した日から3月以内に、県内への転入を証する住民票の写しを知事に提出するものとする。

（宣誓書の写し等の交付）

第7条 知事は、第4条第1項各号に掲げる書類を提出した者に対し、收受した日及び收受した旨を表示して、提出された宣誓書の写し及び島根県パートナーシップ宣誓書受領カード（様式第3号。以下「受領カード」という。）を交付するものとする。ただし、転入予定者には、転入予定者受付票（様式第4号）を交付し、前条の規定により提出があったときに、宣誓書の写し及び受領カードを交付するものとする。

2 受領カードには、第5条の規定により通称を使用したときは、通称を氏名欄に、氏名を特記事項欄にそれぞれ記載するものとする。

(宣誓書の写し等の再交付)

第8条 前条第1項の規定により宣誓書の写し及び受領カードの交付を受けた者(以下「宣誓者」という。)は、紛失、き損その他の事情により当該宣誓書の写し又は受領カードの再交付を希望するときは、島根県パートナーシップ宣誓書の写し等再交付申請書(様式第5号)により、その再交付を申請することができる。

2 前項の規定による申請については、第4条第5項の規定を準用する。

(無効となる宣誓)

第9条 次の各号のいずれかに該当する宣誓は、無効とする。

- (1) 宣誓書又は確認書の内容に虚偽があったとき。
- (2) 宣誓書の写し又は受領カードを不正に利用し、又は偽造し、若しくは変造したと知事が認めるとき。

(宣誓事項の変更)

第10条 宣誓者は、氏名、通称、住所その他宣誓書の記載事項に変更があった場合は、島根県パートナーシップ宣誓事項変更届(様式第6号。以下「変更届」という。)に変更事項が確認できる書類を添付して、知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出については、第4条第5項の規定を準用する。

3 知事は、第1項の規定による届出を受けたときは、その内容を確認し、宣誓者に対し、提出された変更届に収受した日及び収受した旨を表示して、提出された変更届の写しを交付するものとする。

4 知事は、受領カード記載事項に変更があった場合は、前項の規定による変更届の写しの交付に併せて、変更後の内容を記載した受領カードを交付するものとする。この場合において、変更前の受領カードは回収するものとする。

(返還の届出等)

第11条 宣誓者は、次の各号のいずれかに該当する場合は、知事が指定する場所において、島根県パートナーシップ宣誓書等返還届(様式第7号。以下「返還届」という。)により、知事に届け出なければならない。

- (1) パートナーが死亡したとき。
- (2) パートナーシップが解消されたとき。
- (3) 宣誓者の双方が県内に住所を有しなくなったとき(一時的な場合を除く。)
- (4) 宣誓者が第3条第3号又は第4号に掲げる要件を満たさなくなったとき。
- (5) 第9条の規定により、宣誓が無効となったとき。

2 宣誓者は、前項の規定により届出をする場合は、交付を受けた宣誓書の写し及び受領カードを添付しなければならない。ただし、紛失その他の理由により添付が困難であると知

事が認める場合は、この限りでない。

- 3 第1項の規定による届出については、第4条第5項の規定を準用する。
- 4 知事は、第1項の規定による届出を受けたときは、宣誓者に対し、提出された返還届に収受した日及び収受した旨を表示して、提出された返還届の写しを交付するものとする。
- 5 知事は、宣誓者が第1項各号のいずれかに該当すると認めるときは、同項の規定による届出がされたものとみなすことができる。
- 6 知事は、第1項の届出を受けたとき又は知事が前項の規定により届出がされたとき又は、受領カードの交付に係る番号を公表するものとする。

(事前調整)

第12条 宣誓をしようとする者は、あらかじめ当該パートナーシップの宣誓をしようとする日時、場所その他の必要な事項について知事と協議するものとする。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、島根県パートナーシップ宣誓制度の実施に関し必要な事項は、人権同和対策課長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和5年10月1日から施行する。